

○奈良県警察機動装備隊運用要綱の制定について

(平成8年12月5日例規第47号)

[沿革] 平成11年5月例規第24号、13年10月第41号、15年2月第6号、16年3月第17号、20年3月第25号、22年5月第12号、26年2月第4号、29年3月第6号、30年3月第8号、令和3年3月第15号、4年3年第5号改正

この度、重大な事件、事故及び災害が発生した場合に、必要な装備資機材を迅速に現場に搬送するなど、現場警察活動を積極的に支援するため、別記のとおり奈良県警察機動装備隊運用要綱を制定し、平成8年12月16日から実施することとしたので、適正に運用されたい。

別記

奈良県警察機動装備隊運用要綱

第1 目的

この要綱は、奈良県警察機動装備隊（以下「機動装備隊」という。）の組織及び運用について必要な事項を定め、もって奈良県警察における装備資機材の有効活用を図るとともに、各種警察活動を支援することを目的とする。

第2 設置

奈良県警察本部に機動装備隊を置く。

第3 任務

機動装備隊の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 重大な事件、事故及び災害（以下「事件等」という。）が発生した場合における装備資機材の総合運用及び現場への搬送並びに装備資機材を有効に活用するための現場での支援に関する事。
- (2) 装備資機材を有効に活用するための指導、教養及び訓練の実施に関する事。
- (3) 事件等の現場で活用する装備資機材の開発及び改善に関する事。

第4 組織

- 1 機動装備隊に隊長、副隊長、班長及び隊員を置く。
- 2 隊長には警務部施設装備課長（以下「施設装備課長」という。）を、副隊長には警務部施設装備課（以下「施設装備課」という。）次席をもって充てる。
- 3 機動装備隊の編成及び班ごとの分掌事務は、別表第1のとおりとする。

第5 隊員の指定等

- 1 隊員の差出所属の長は、職員の中から隊員としての適性を有する者を選考し、機動装備隊員推薦書（別記様式第1）により警察本部長（以下「本部長」という。）

に推薦するものとする。

- 2 施設装備課長は、1の推薦に基づく隊員の指定があったときは、隊員が属する所属の長に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 隊員の指定は、当該隊員が異動したときはその発令日をもって、健康上の理由その他の理由により隊員としての任務を遂行できなくなったときは後任者が指定された日をもって、それぞれその指定を解除されたものとみなす。
- 4 隊員が属する所属の長は、当該隊員が異動、健康上の理由その他の事由により隊員としての任務を遂行できなくなったときは、速やかにこれに代わる者を推薦するものとする。この場合における推薦及び指定の手続は、1及び2の規定を準用する。

第6 出動要請

- 1 事件等の発生地を管轄する警察署長又は当該事件等を主管する警察本部の所属長（以下「警察署長等」という。）は、事件等の発生に際し、装備資機材の補充又は調達を必要とする場合は、本部長に対し機動装備隊の出動を要請するものとする。
- 2 出動要請は、機動装備隊出動要請書（別記様式第2）により行うものとする。ただし、急を要する場合は、電話等により要請を行うことができる。
- 3 執務時間外における出動要請は、警察本部当直長を通じて行うものとする。

第7 出動

- 1 隊員は、警察署長等から出動の要請があったとき又は出動要請がない場合であっても事件等の状況からその必要性を認めるときは、本部長の指揮を受けて副隊長、班長及び隊員に出動又は待機を命じるものとする。ただし、事前に本部長の指揮を受けるいとまがない場合は、事後速やかに報告して、承認を受けるものとする。
- 2 隊長は、出動に際して、必要とする装備資機材を施設装備課以外の所属において保有している場合は、当該装備資機材を管理する所属長に借上げを要請することができる。この場合において、当該装備資機材の使用について隊員以外の職員を出動させる必要があるときは、隊長は、当該所属長に対し、職員の派遣を要請することができる。

第8 機動通信隊等との連携

機動装備隊は、出動に際しては、機動警察通信隊等他の警察部隊と緊密に連携し、効果的な現場支援活動に努めなければならない。

第9 支援装備資機材

機動装備隊が支援する装備資機材は、奈良県警察装備資機材管理規程（平成8年12月奈良県警察本部訓令第20号）第2条に規定する装備資機材とする。

第10 服装

隊長、副隊長、班長及び隊員は、出動するとき及び訓練を受けるときは、警察官にあっては警備出動に従事する警察官等の服制（平成27年警察庁告示第2号）に定める出動服、略帽及び奈良県警察官の服制に関する訓令（平成2年12月奈良県警察本部訓令第17号。以下「服制訓令」という。）別表第1に定める出動服アンダーシャツを、一般職員にあっては別表第2に定める機動装備隊帽、機動装備隊服及び機動装備隊アンダーシャツを、それぞれ着用するものとする。ただし、施設装備課車両整備係及び警備部警備課警察航空隊に勤務する警察官及び一般職員にあっては、服制訓令又は奈良県警察職員の被服等の貸与に関する訓令（昭和44年12月奈良県警察本部訓令第14号）に定める被服を着用するものとする。

第11 報告

隊長は、出動（警察本部、警察署等における待機を含む。）の都度、その結果を機動装備隊出動報告書（別記様式第3）により本部長に報告するものとする。

第12 庶務

機動装備隊に関する庶務は、施設装備課装備係において行うものとする。

（別表等省略）